

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長

中小企業庁「セーフティネット保証5号」の業種指定に係るデータ提供について  
(協力依頼)

平素より国土交通行政の推進に御協力いただき厚く感謝申し上げます。

従来、中小企業庁が所管する「セーフティネット保証5号」(※)の業種指定に当たっては、「建設工事受注動態統計」に基づくデータを使用して中小企業庁に提供しておりましたが、今般、当省統計担当部局において「建設工事受注動態統計」につき不適切な処理を行っていたとの問題が発生し、セーフティネット保証5号の業種指定に当たってもこれを用いることができない状況となっております。統計データの問題に伴い、業況データの作業など、皆様にご負担をおかけしたことは誠に遺憾であり、改めてお詫びを申し上げます。

建設工事受注動態統計の今後の対応については統計担当部局において検討等がなされるものと承知しておりますが、今期同様、次期(10～12月)のセーフティネット保証5号の業種指定については、各団体から提供された業況を示す一定のデータ(売上高、受注高等)をもとに中小企業庁において業種指定の判断を行う方向で調整しております。

つきましては、各建設業者団体におかれましては、業務多忙の折と存じますが、次期業種指定に当たっての業況データの提供についてご協力いただけますようお願い申し上げます(データの提供に当たっては添付資料をご確認ください)。

なお、受注動態統計の検討の状況によっては次々期(1月～3月)以降の業種指定についても各団体の皆様からデータ提供をお願いさせていただく可能性があることを申し添えます。

(※)業況が悪化していると中企庁が認めた業種について、融資額の80%を保証する制度  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

記

【提供いただきたいデータ】

- ① 令和元年～令和7年における4月～6月の「生産又は販売に係るデータ(業界や会員企業等の売上高又は受注高など)」

なお、「7年分のデータ」を提出頂くこととなりますのでご留意ください。

※別添1及び2にてご回答ください。

- ②①の提供が難しい場合は、参考資料3、4をご確認の上、要件を満たす場合は「原材料等の価格高騰に係るデータ」の提供をおねがいたします。

※別添1及び3にてご回答ください。

※①及び②の両方を提供頂くことも可能です。

**【期日】**

令和7年7月31日(木)12時まで

※上記期日までにご提供が難しい場合や、その他ご不明な点等ございましたら以下の連絡先までご相談ください。

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課 電話:03-5253-8281(直通)

以上